

アウェイ建築評価ネット株式会社 業務規程

(評定業務内容)

第1条 アウェイ建築評価ネット株式会社(以下「A.B.E.N」という。)は、既存建築物の地震に対する安全性を評価した耐震診断・耐震改修等の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、以下「耐震改修促進法」という。)に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」等に適合する水準にあるか否かについて評定を行う。

(事務所の所在地及び業務区域)

第2条 事務所の所在地は、東京都新宿区揚場町 2-18 白宝ビル2階とし、その業務区域は日本全国とする。

- 2 耐震評定委員は、自らが建築主である建築物又は自らが設計、工事監理、施工に係る業務を行う建築物について評定業務は行わない。

(評定業務の区分)

第3条 評定業務の区分は、次の各号に定めるものとする。

- 1 耐震診断
- 2 耐震改修
- 3 耐震診断及び耐震改修

(対象とする建築物)

第4条 評定の対象とする建築物は、次の各号に定めるものとする。ただし、A.B.E.N が認めたものはこの限りでない。

- 1 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造及び木造の建築物
- 2 高さが 60 メートル以下の建築物
- 3 建築基準法旧第38条又は旧第67条の2の規定の適用を受けた建築物以外の建築物(特殊な建築材料又は構造方法を用いた建築物で、建設大臣よりその建築材料又は構造方法が 基準法の規定によるものと同様以上の効力があると認められたものをいう。)

(評定の申込み)

第5条 評定を受けようとする者は、評定の対象建築物の所有者とし、A.B.E.N が別に定める第2号様式に定める耐震評定申請書及び申請図書を提出するものとする。

(耐震評定委員会)

第6条 A.B.E.N は、申込みを受けた案件について調査・審査するため、耐震評定委員会を設置する。

- 2 A.B.E.N は、第5条の規定に基づく申込に係る案件について、委員会に諮問する。
- 3 委員会は、評定結果を A.B.E.N に答申する。
- 4 委員会は、原則として毎月 1 回開催する。
- 5 委員会は、申請ごとの詳細な審査を行わせるため、WG(ワーキング)を原則として一案件につき2回開催する。
- 6 WG委員会は、審査の結果を委員会に報告する。
- 7 委員会は、前項の報告に基づき評定を行う。
- 8 委員会は学識経験者等で建築分野に精通する者から A.B.E.N が選任した評定委員をもって組織する。
- 9 A.B.E.N は、評定委員の中から委員長を選任する。委員長は委員会を代表する。
- 10 A.B.E.N は、評定委員の中から副委員長を選任することができる。副委員長は委員長に事故等があるときその職務を代理する。
- 11 WGは原則として2人以上の評定委員をもって組織する。
- 12 委員会には、事務局を置く。

(評定書の交付)

第7条 A.B.E.N は、耐震評定委員会の結果を踏まえ、評定申込者に評定書を交付する。

(業務期日)

第8条 A.B.E.N は、申込日から6カ月経過する日までに、評定業務を完了するものとする。

- 2 申請者は、延長期日及び延長する理由を記載した書面を A.B.E.N に提出して業務期日の延期を申請することができる。その理由が正当であると A.B.E.N が認めた場合、業務期日を延期することができる。

(評定申請の取下げ)

第9条 申請者は、評定書の交付前に、申請取下げ届(第5号様式)を提出して、評定の申請を取り下げることができる。

(評定書等の再交付)

第10条 評定書の交付を受けた者は、A.B.E.N に評定書の再交付依頼書(第8号様式)を提出して、評定書の再交付を依頼することができる。A.B.E.N は、正当な理由があると認める場合、評定書の再交付を行う。

(手数料の請求及び納入)

第11条 A.B.E.N が別に定める耐震評定手数料表に基づき、A.B.E.N は申請者に手数料を請求し、申請者はA.B.E.N に手数料を納入するものとする。

(手数料の返還)

第12条 A.B.E.N が収納した手数料は、返還しないものとする。ただし、A.B.E.N の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(評定結果の公表及び地方公共団体への報告)

第13条 A.B.E.N は、評定書を交付したときは、次の各号に定める公表及び報告を行うことができる。

- 1 次に掲げる事項を公表すること。
 - イ 評定書の交付年月日
 - ロ 申請に係る建築物の名称及び所在地
 - ハ 評定の区分
- 2 A.B.E.N と地方公共団体が評定業務に関わる協定等を締結している場合で、A.B.E.N が当該協定等の適用される建築物に関して評定書を交付したとき、当該協定等に基づき、当該地方公共団体に評定の結果を報告すること。

付則 この規程は、平成21年6月23日から施行する。

平成 21 年 6 月 23 日 制定
平成 22 年 12 月 15 日 改定
平成 23 年 8 月 25 日 改定
平成 27 年 8 月 3 日 改定
平成 28 年 7 月 11 日 改定